

水質検査計画

令和 8 (2026) 年度

杵築市水道事業

住 所 〒873-0001
杵築市大字杵築 3 7 7 - 1
電 話 (0 9 7 8) 6 2 - 2 7 1 7
担 当 杵築市役所 上下水道課

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において最も重要なものです。

水質検査の適正化や透明性を確保するために、水道事業者は水道原水及び水道水の状況を踏まえ、採水場所や検査項目等を定めた水質検査計画を策定し、事前に公表するものと定められています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況と原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査の採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査の自己又は委託（水質検査の精度及び信頼性保証）
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 関係者との連携

1. 基本方針

(1) 採水場所

水質基準で適用される管末及び各水源で実施します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。

また、水質基準項目に準じて実施すべき水質管理目標設定項目や水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査も実施します。

なお、原子力発電所の影響を確認するため、放射性物質についても検査を実施します。

(3) 検査頻度

色及び濁り、残留塩素は毎日実施し、水質基準項目のうち必要とされる項目については毎月実施します。

また、水質管理目標設定項目や水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査及び放射性物質についても適切な頻度で実施します。

2. 水道事業の概要

現在の杵築市は、平成17年10月1日に、杵築市・山香町・大田村の三つの市町村が合併し、上水道及び簡易水道の水道事業も杵築市水道事業とされました。

平成30年4月に、相原簡易水道を杵築市上水道へ統合し、令和2年4月より、全ての簡易水道を従来の水道施設ごとに給水区域とし、杵築市上水道として統合されました。

(1) 給水状況

水道事業の名称	杵築市上水道	
給水区域の名称	杵築	杵築給水区域 相原給水区域 豊洋給水区域 守江給水区域

	山香	山香給水区域 久木野尾給水区域 向野給水区域 山浦給水区域
	大田	俣水給水区域
給水区域	別添「水道系統図」のとおり	
計画給水人口	30,556 人	
計画一日最大給水量	13,631 m ³	

(2) 各給水区域の概要

杵 築

ア. 杵築給水区域

原水の種別	第1水源	八坂川表流水
	第2水源	深井戸水
	第3水源	深井戸水
	第4水源	深井戸水
浄水処理方法	第1水源	薬品沈殿 → 急速ろ過
	第2水源	
	第3水源	
	第4水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	18,000 人	
計画一日最大給水量	8,100 m ³	

イ. 相原給水区域

原水の種別	第1水源	深井戸水
	第2水源	深井戸水
浄水処理方法	第1水源	塩素消毒のみ
	第2水源	
計画給水人口	1,050 人	
計画一日最大給水量	464 m ³	

ウ. 豊洋給水区域

原水の種別	横城	第1水源	深井戸水
		第2水源	深井戸水
		第3水源	深井戸水
	美濃崎	第4水源	深井戸水
浄水処理方法	横城	第1水源	塩素消毒のみ
		第2水源	塩素消毒のみ
		第3水源	塩素消毒のみ
	美濃崎	第4水源	急速ろ過
計画給水人口	1, 244人		
計画一日最大給水量	374 m ³		

エ. 守江給水区域

原水の種別	守江	第1水源	深井戸水
	池の頭	池の頭水源	深井戸水
浄水処理方法	守江	第1水源	塩素消毒のみ
	池の頭	池の頭水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	862人		
計画一日最大給水量	312 m ³		

山 香

ア. 山香給水区域

原水の種別	小野尾	第1水源	湧水
		第2水源	深井戸水
		第3水源	深井戸水
	貫井	第1水源	深井戸水
		第2水源	深井戸水
	下日指	下日指水源	深井戸水
元河内	元河内水源	深井戸水	
浄水処理方法	小野尾	第1水源	急速ろ過
		第2水源	
		第3水源	
	貫井	第1水源	塩素消毒のみ
第2水源			

	下日指	下日指水源	塩素消毒のみ
	元河内	元河内水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	6, 000 人		
計画一日最大給水量	3, 000 m ³		

イ. 久木野尾給水区域

原水の種別	目久保	第1水源 (休止)	深井戸水
		第2水源 (休止)	深井戸水
		第3水源	深井戸水
		第4水源	深井戸水
浄水処理方法	目久保	第1水源 (休止)	除鉄・除マンガン (休止)
		第2水源 (休止)	
		第3水源	除鉄・除マンガン
		第4水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	940 人		
計画一日最大給水量	456 m ³		

ウ. 向野給水区域

原水の種別	第1水源 (休止)	深井戸水
	第2水源 (休止)	深井戸水
浄水処理方法	第1水源 (休止)	塩素消毒のみ (休止)
	第2水源 (休止)	急速ろ過 (休止)
計画給水人口	650 人	
計画一日最大給水量	145 m ³	

(向野給水区域の水源は、全て休止となっています。現在、向野地区へは、山浦給水区域より給水しています。)

エ. 山浦給水区域

原水の種別	小杉水源	湧水
	宮平水源	深井戸水
浄水処理方法	小杉水源	塩素消毒のみ
	宮平水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	1, 450 人	
計画一日最大給水量	655 m ³	

ア. 俣水給水区域

原水の種別	俣水水源	湧水
浄水処理方法	俣水水源	塩素消毒のみ
計画給水人口	360 人	
計画一日最大給水量	125 m ³	

3. 水源状況と原水及び浄水の水質

杵 築

(1) 杵築給水区域

原水は、主に第1水源 八坂川表流水を取水しています。

また、予備水源として深井戸水を使用しています。

河川水の上流域及び各水源周辺に、工場等や病原生物等の汚染源はありません。

凝集沈殿の後、急速ろ過による処理で浄化していますが、カビ臭等が発生する時期には、対策として深井戸水の取水量を増加させます。

第4水源 深井戸水は、水質が概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

(2) 相原給水区域

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はなく、水質は良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(3) 豊洋給水区域

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はありません。

横城系は、水質が概ね良質のため塩素消毒のみによる処理を行っています。

美濃崎系は、急速ろ過による処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(4) 守江給水区域

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はなく、水質は良質のため塩素

消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

山 香

(1) 山香給水区域

原水は、湧水及び深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はありません。

小野尾 第1水源 湧水は、急速ろ過による処理を行っています。

他の水源は、水質が概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(2) 久木野尾給水区域

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はありません。

第1水源・第2水源・第3水源については、鉄・マンガンを検出歴があるため、除鉄・除マンガン処理を行っています。(第1水源・第2水源は、休止中です。)

第4水源 深井戸水は、水質が概ね良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(3) 向野給水区域

原水は、深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はありません。

現在、全ての水源で取水を休止しております。

そのため、浄水は山浦給水区域より給水しています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

(4) 山浦給水区域

原水は、湧水及び深井戸水を使用しています。

各水源とも有害物質や病原生物等の汚染源はなく、水質は良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

大 田

(1) 俣水給水区域

原水は、湧水を使用しています。

水源に有害物質や病原生物等の汚染源はなく、水質は良質なため塩素消毒のみによる処理を行っています。

浄水は、水質基準に全て適合しており、安全で良質な水道水と言えます。

4. 水質検査の採水場所

(1) 浄水（給水栓）

水質検査は、原則として給水栓で実施します。

水質検査の採水場所は、毎日、毎月の検査について配水系ごとに検査結果が判断できる代表的な管末の1ヶ所で行います。

杵築給水区域の杵築系は、広域に給水するため、4地点にて実施します。

(2) 原水

使用している全ての水源地において実施します。

別添「水道系統図（検査地点）」参照

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定は「検査頻度及び設定理由」のとおりです。

別添「検査頻度及び設定理由」参照

6. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水道水が水質基準に適合しない恐れがあると判断された際は、臨時検査を実施します。

臨時検査は、水質基準の全ての項目及びその他必要と判断される項目について実施します。

(1) 水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合

- (2) 浄水処理過程で異常があった場合
- (3) 配水管など水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- (4) その他、特に必要があると認められた場合

7. 水質検査方法

水質検査は、毎日の検査以外、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関 公益社団法人大分県薬剤師会へ委託して実施します。

水質基準の項目は、環境省が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により実施します。

それ以外の項目は、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「上水試験方法（日本水道協会）」等によって実施します。

放射性物質の検査については、「水道水等の放射能測定マニュアル」により、ゲルマニウム半導体検出器を用いて実施します。

なお、毎日行う、色及び濁り、残留塩素の検査については、「上水試験方法」に準じた簡便な方法も用いて実施します。

8. 水質検査の自己又は委託

(水質検査の精度及び信頼性保証)

(1) 委託する検査の内容（「5. 水質検査項目及び検査頻度」に基づく）

毎日行う、色及び濁り、残留塩素については自己検査とします。

水質基準項目、水質管理目標設定項目及び放射性物質等については、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関 公益社団法人大分県薬剤師会へ委託します。

(2) 臨時検査の取扱い（「6. 臨時の水質検査」に基づく）

臨時の水質検査は、必要とされる項目の全てについて、公益社団法人大分県薬剤師会へ委託します。

(3) 委託する試料の採取及び運搬

試料の採取及び運搬は、定期検査の場合、採取日程（予定日）、採取地点、検査頻度等から判断し、自己により実施するか、公益社団法人大分県薬剤師

会へ委託するかを調整します。

また、臨時検査の場合も、定期検査と同様に、問題の状況を判断し、公益社団法人大分県薬剤師会と調整を行います。

試料の採取及び運搬の方法は、定期及び臨時の水質検査を問わず、水質に変化を生じないよう必要な容器に採取し、保冷等により速やかに運搬します。

委託する場合に必要と考えられる条件

1. 水質検査の精度管理

外部精度管理に積極的に参加し、厚生労働省（令和6年度より環境省へ移管）実施の「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において、平成12年度～令和7年度の間、全て良好な結果が得られている。

また、内部精度管理も定期的にも実施している。

2. 信頼性の保証

信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書が作成されている。（ISO9001の認証）

3. 水道GLPの認定

公益社団法人日本水道協会の「水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）」の認定を取得している。

4. 妥当性評価

厚生労働省（令和6年度より環境省へ移管）が取りまとめた「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、検査方法の妥当性評価を実施している。

5. 採水を委託する場合は、検査機関の検査員により採水が実施される。

6. 検査施設が遠隔地ではなく、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる。

7. 水源から給水栓までの水質異常時は、24時間対応し検査結果を迅速に提供できる。

8. 必要な検査機器を全て保有し、故障等に備え複数台の機器も保有している。

9. 水質基準項目以外、水質管理目標設定項目（農薬類含む）やクリプトスポリジウム等の検査についても全て対応できる。

10. 放射性物質の検査は、「水道水等の放射能測定マニュアル」により実施するため、ゲルマニウム半導体検出器を保有している。

11. 水道法等の内容を踏まえ、必要な検査項目等の判断ができる。
12. 検査結果データを管理し、水質の変化等の把握ができ、委託者の要請により結果集計表等の作成が迅速に対応できる。
13. 委託者や検査担当職員を対象にした研修会を定期的を開催している。
14. 水道技術管理者有資格者が複数名在籍し、水道施設全体についての判断ができる。

公益社団法人大分県薬剤師会について

公益社団法人大分県薬剤師会は、平成18年度～平成21年度 厚生労働省（令和6年度より環境省へ移管）実施「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において、最高のS評価を受けており、平成22年度～令和7年度においても同調査結果において、適切と判断された精度管理の徹底された登録検査機関です。

また、平成24年2月には、九州の登録検査機関では初となる、日本水道協会認定の「水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）」を取得している、信頼性の高い登録検査機関です。

委託した検査の実施状況の確認

委託先の公益社団法人大分県薬剤師会へ検査結果に伴う記録、精度管理の実施状況や品質管理の認証取得等の資料の提供を求めています。

また、必要に応じ、検査施設への立入り等を行い、委託した検査が正しく実施されているかの確認を積極的に行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

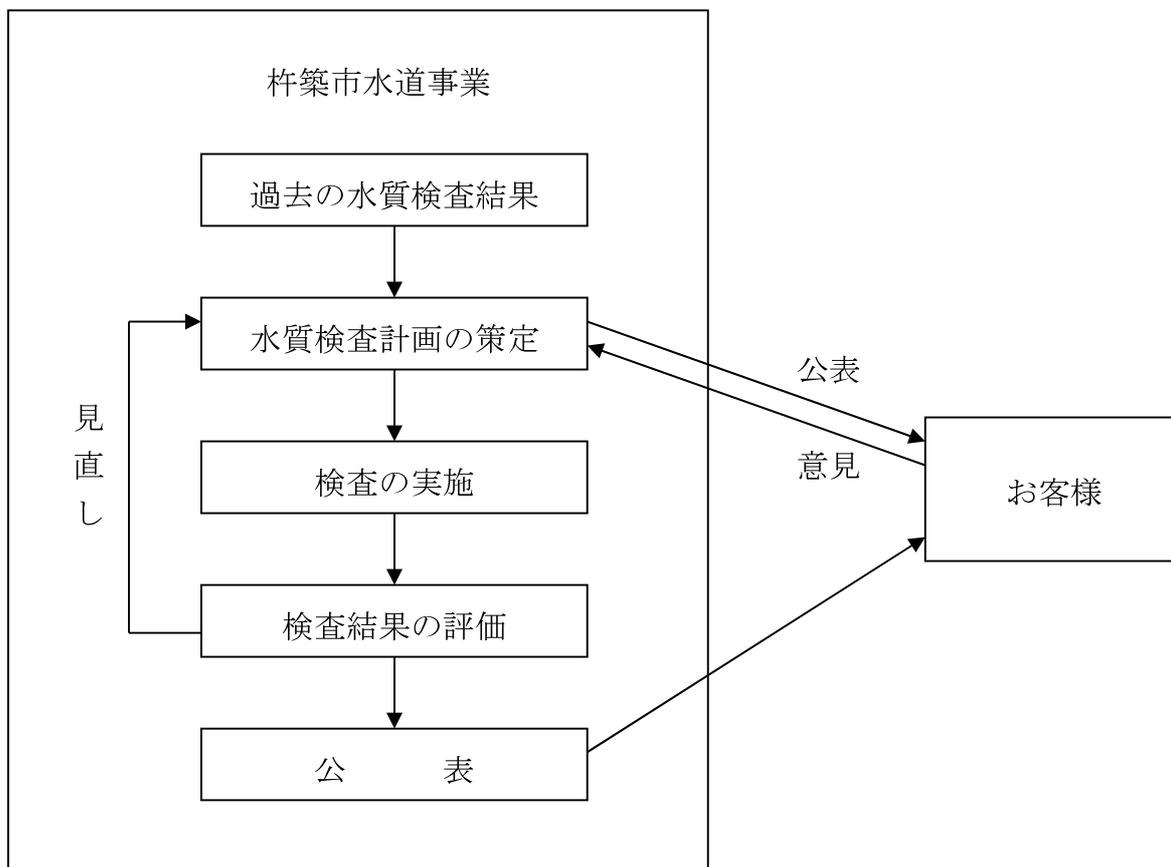
安全で良質な水道水を皆様へ提供するため、杵築市では水質検査計画と検査結果を公表し、皆様のご意見をいただきます。

皆様方からお寄せいただいたご意見を踏まえ、実施した水質検査結果の評価、検討を行い、毎年水質検査計画を見直し、より良いものを作成していきます。

（公表窓口）

杵築市役所 上下水道課

電 話 (0978) 62-2717



10. 関係者との連携

水質管理を万全に行うため下記のとおり連携を取っていきます。

(1) 市民との連携

水質等の苦情については的確に対応できるよう努めます。
水質検査計画により情報を提供いたします。

(2) 国、県、市との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などが発生した場合、大分県が定める「飲料水汚染事故発生時における対策要領」に基づき、東部保健所及び県環境保全課又は必要に応じ、国（担当課）と連携を取り対応いたします。

また、近隣の市町とも連携を取ります。

(3) 水質検査機関との連携

緊急に検査が必要とされた場合は、公益社団法人大分県薬剤師会に臨時の水質検査を依頼できる体制を整えています。

また、給水停止や断水の際は、公益社団法人大分県薬剤師会に給水車の出動を要請するなどし、応急給水に努めます。

(杵築市と公益社団法人大分県薬剤師会において、杵築市より緊急時の臨時検査や給水車の出動要請がある場合、公益社団法人大分県薬剤師会は24時間体制で対応する協定を締結しています。)

水道系統図
(検査地点)

(検査地点の詳細)

杵 築

杵築給水区域

(浄水)	5 地点	杵築系	杵築配水系 熊野配水系	・・・ (4 地点で実施)
(原水)	5 地点	第 1 水源 第 2 水源 第 3 水源 第 4 水源 着水井	八坂川表流水 深井戸水 深井戸水 深井戸水	

相原給水区域

(浄水)	1 地点	相原配水系		
(原水)	2 地点	第 1 水源 第 2 水源	深井戸水 深井戸水	

豊洋給水区域

(浄水)	4 地点	横城系 美濃崎系	横城配水系 奈多配水系 高区配水系 低区配水系	
(原水)	4 地点	横城 美濃崎	第 1 水源 第 2 水源 第 3 水源 第 4 水源	深井戸水 深井戸水 深井戸水 深井戸水

守江給水区域

(浄水)	3 地点	守江系	高区配水系 低区配水系	
		池の頭配水系		
(原水)	2 地点	守江 池の頭	第 1 水源 池の頭水源	深井戸水 深井戸水

山香

山香給水区域

(浄水)	6 地点	小野尾系	第2配水系 第3配水系 中第1配水系	
		貫井配水系		
		下日指配水系		
		元河内配水系		
(原水)	7 地点	小野尾系	第1水源 第2水源 第3水源	湧水 深井戸水 深井戸水
		貫井系	第1水源 第2水源	深井戸水 深井戸水
		下日指系	下日指水源	深井戸水
		元河内系	元河内水源	深井戸水

久木野尾給水区域

(浄水)	3 地点	久木野尾配水系		
		口ノ尾配水系		
		下切配水系		
(原水)	4 地点	目久保	第1水源 第2水源 第3水源 第4水源	深井戸水・・・(休止中のため検査対象外) 深井戸水・・・(休止中のため検査対象外) 深井戸水 深井戸水

向野給水区域

(浄水)	1 地点	平山配水系	・・・(山浦給水区域より給水のため検査対象外)
(原水)	2 地点	第1水源	深井戸水・・・(休止中のため検査対象外)
		第2水源	深井戸水・・・(休止中のため検査対象外)

山浦給水区域

(浄水)	2 地点	山浦配水系		
		向野系	平山配水系	・・・(向野給水区域への給水)
(原水)	2 地点	小杉水源	湧水	
		宮平水源	深井戸水	

大 田

俣水給水区域

(浄水) 1 地点 俣水配水系

(原水) 1 地点 俣水水源 湧水

各項目の検査頻度及び設定理由

(検査地点の詳細)

杵 築

杵築給水区域

(浄水)	5 地点	杵築系	杵築配水系 熊野配水系	・・・ (4 地点で実施)
(原水)	5 地点	第 1 水源 第 2 水源 第 3 水源 第 4 水源 着水井	八坂川表流水 深井戸水 深井戸水 深井戸水	

相原給水区域

(浄水)	1 地点	相原配水系		
(原水)	2 地点	第 1 水源 第 2 水源	深井戸水 深井戸水	

豊洋給水区域

(浄水)	4 地点	横城系 美濃崎系	横城配水系 奈多配水系 高区配水系 低区配水系	
(原水)	4 地点	横城 美濃崎	第 1 水源 第 2 水源 第 3 水源 第 4 水源	深井戸水 深井戸水 深井戸水 深井戸水

守江給水区域

(浄水)	3 地点	守江系	高区配水系 低区配水系	
		池の頭配水系		
(原水)	2 地点	守江 池の頭	第 1 水源 池の頭水源	深井戸水 深井戸水

杵築給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準 No	項目名				
基準	1 一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2 大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3 カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12 フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21 ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22 塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23 クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24 クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25 ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26 ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27 臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28 総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29 トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30 ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31 ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32 ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33 亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39 塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43 ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44 2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45 非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48 pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49 味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50 臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51 色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52 濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 杵築配水系4地点は、1地点を代表地点とし、残りの3地点は、全項目及び年4回項目は実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

○ 次の系統は、原水が河川水であり、カビ臭に注意が必要と判断し、ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールについて、夏季（5月～11月）の間毎月1回実施します。

杵築配水系（代表地点）・熊野配水系

○ 次の系統は、過去の結果値及びろ過状況を判断し、右に記載された項目について毎月1回実施します。

杵築配水系（代表地点）：ヒ素・アルミニウム

○ 次の系統は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

杵築配水系（代表地点）：硬度・蒸発残留物
熊野配水系：アルミニウム・硬度・蒸発残留物

水質管理目標設定項目

(水質管理目標設定項目は、河川水を使用している杵築配水系の代表地点のみで実施します。)

項目内容		実施検査頻度	設定理由
No	項目名		
管理	1 アンチモン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	2 ウラン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	3 ニッケル及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	4 削除	—	—
管理	5 1,2-ジクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	6 削除	—	—
管理	7 削除	—	—
管理	8 トルエン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	10 亜塩素酸	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	11 削除	—	—
管理	12 二酸化塩素	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	13 ジクロロアセトニトリル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	14 抱水クロラル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	15 農薬類	1回/年	全ての項目(次ページ)を対象に確認を行うため
管理	16 残留塩素	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	18 マンガン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	19 遊離炭酸	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	20 1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	23 臭気強度(TON)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	24 蒸発残留物	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	25 濁度	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	26 pH値	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	27 腐食性(ランゲリア指数)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	28 従属栄養細菌	1回/年	水道施設の健全性を判断するため
管理	29 1,1-ジクロロエチレン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	30 アルミニウム及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	31 削除	—	—

その他の項目

追加	1 放射性セシウム(セシウム134及び137)	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	-------------------------	------	------------------

○ 杵築配水系の代表地点以外の3地点は、放射性セシウムの検査は実施対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1 色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2 濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3 消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

水質管理目標設定項目 (No. 15 農薬類)

No.15 農薬類は、115項目全てについて実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラポン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イプフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンブロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシ銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャプタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロルニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップブチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオファネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロバミド
69	パラコート
70	ピペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリプチカルブ
76	ピロキロン
77	フィプロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MPP)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクロール
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ペンシクロン
98	ベンズビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベンタゾン
101	ペンディメタリン
102	ベンフラカルブ
103	ベンフルラリン (バスロジン)
104	ベンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCP)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセツト
114	メプロニル
115	モリネート

杵築給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため(クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため(杵築 第1水源は毎月)
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため(新規項目)
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	-	-	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	-	-	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	-	-	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	-	-	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	-	-	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため(杵築 着水井は毎月実施)
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため(杵築 着水井は毎月実施)
基準	49	味	-	-	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

○ 杵築 第1水源 八坂川は、ヒ素が過去に検出されたことがあるため毎月1回実施します。

その他の項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/年	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
追加	4	生物化学的酸素要求量（BOD）	—	1回/年	水質変化の確認を行うため（杵築 第1水源のみ実施）
追加	5	浮遊物質量（SS）	—	1回/年	水質変化の確認を行うため（杵築 第1水源のみ実施）
追加	6	全窒素	—	1回/年	水質変化の確認を行うため（杵築 第1水源のみ実施）
追加	7	全りん	—	1回/年	水質変化の確認を行うため（杵築 第1水源のみ実施）
追加	8	アルカリ度	—	1回/月	浄水処理において必要と判断したため（杵築 着水井にて実施）

○ 次の水源は、ろ過施設等が整備されておらず、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

杵築 第4水源

相原給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/3月	過去の結果が基準値の5分の1を超えているため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

その他の項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

相原給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため (新規項目)
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

- 過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。

豊洋給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 美濃崎 高区配水系は、末端の配水系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できるため、全項目及び年4回項目は実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

○ 次の系統は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

○ 美濃崎 高区配水系は、末端の配水系ではないため、放射性セシウムの検査は実施対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

豊洋給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準 No	項目名			
基準	1 一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2 大腸菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため（クリプト等指標菌）
基準	3 カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12 フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため（新規項目）
基準	21 ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22 塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23 クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24 クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25 ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26 ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27 臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28 総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29 トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30 ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31 ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32 ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33 亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39 塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43 ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44 2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48 pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49 味	—	—	原水なので対象外
基準	50 臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51 色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52 濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/年	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

- 次の水源は、ろ過施設等が整備されておらず、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

横城 第1水源 ・ 横城 第2水源

- 次の水源は、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。

横城 第3水源

守江給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の系統は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

守江 高区配水系：フッ素・蒸発残留物

池の頭配水系：硬度・蒸発残留物

守江 低区配水系：ヒ素・フッ素・硬度・蒸発残留物

その他の項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

守江給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準 No	項目名			
基準	1 一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2 大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3 カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12 フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため (新規項目)
基準	21 ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22 塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23 クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24 クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25 ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26 ジブromクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27 臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28 総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29 トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30 ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31 ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32 ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33 亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39 塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43 ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44 2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48 pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49 味	—	—	原水なので対象外
基準	50 臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51 色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52 濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

- 過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。

山香

山香給水区域

(浄水)	6 地点	小野尾系	第2配水系 第3配水系 中第1配水系	
		貫井配水系 下日指配水系 元河内配水系		
(原水)	7 地点	小野尾系	第1水源 第2水源 第3水源	湧水 深井戸水 深井戸水
		貫井系	第1水源 第2水源	深井戸水 深井戸水
		下日指系 元河内系	下日指水源 元河内水源	深井戸水 深井戸水

久木野尾給水区域

(浄水)	3 地点	久木野尾配水系 口ノ尾配水系 下切配水系		
(原水)	4 地点	目久保	第1水源 第2水源 第3水源 第4水源	深井戸水・・・(休止中のため検査対象外) 深井戸水・・・(休止中のため検査対象外) 深井戸水 深井戸水

向野給水区域

(浄水)	1 地点	平山配水系	・・・(山浦給水区域より給水のため検査対象外)	
(原水)	2 地点	第1水源 第2水源	深井戸水・・・(休止中のため検査対象外) 深井戸水・・・(休止中のため検査対象外)	

山浦給水区域

(浄水)	2 地点	山浦配水系 向野系 平山配水系	・・・(向野給水区域への給水)	
(原水)	2 地点	小杉水源 宮平水源	湧水 深井戸水	

山香給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

基準	N o	項目内容	省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	N o	項目名				
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 小野尾 第3配水系は、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できるため、全項目及び年4回項目は実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

○ 次の系統は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

小野尾 第2配水系：蒸発残留物
小野尾 中第1配水系：蒸発残留物
貫井配水系：蒸発残留物

下日指配水系：蒸発残留物
元河内配水系：蒸発残留物

水質管理目標設定項目

(水質管理目標設定項目は、水源の周辺状況より判断し、小野尾 第2配水系のみで実施します。)

項目内容		実施検査頻度	設定理由
No	項目名		
管理	1 アンチモン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	2 ウラン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	3 ニッケル及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	4 削除	—	—
管理	5 1,2-ジクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	6 削除	—	—
管理	7 削除	—	—
管理	8 トルエン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	9 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	10 亜塩素酸	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	11 削除	—	—
管理	12 二酸化塩素	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	13 ジクロロアセトニトリル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	14 抱水クロラール	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	15 農薬類	1回/年	全ての項目 (次ページ) を対象に確認を行うため
管理	16 残留塩素	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	18 マンガン及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	19 遊離炭酸	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	20 1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	23 臭気強度 (TON)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	24 蒸発残留物	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	25 濁度	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	26 pH値	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	27 腐食性 (ランゲリア指数)	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	28 従属栄養細菌	1回/年	水道施設の健全性を判断するため
管理	29 1,1-ジクロロエチレン	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	30 アルミニウム及びその化合物	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	31 削除	—	—

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No				
追加	1 放射性セシウム(セシウム134及び137)	1回/年			原子力発電所の影響を確認するため

○ 小野尾 第3配水系は、放射性セシウムの検査は実施対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1 色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2 濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3 消毒の残留効果 (残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

水質管理目標設定項目 (No. 15 農薬類)

No.15 農薬類は、115項目全てについて実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラポン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イブフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンブロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシ銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャブタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロルニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオファネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロバミド
69	パラコート
70	ピペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリブチカルブ
76	ピロキロン
77	フィプロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MPP)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクロール
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ペンシクロン
98	ベンゾビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベнтаゾン
101	ペンディメタリン
102	ベンフラカルブ
103	ベンフルラリン (バスロジン)
104	ベンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCP)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセツト
114	メプロニル
115	モリネート

山香給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため (新規項目)
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/年	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

○ 次の水源は、ろ過施設等が整備されておらず、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

小野尾 第2水源 ・ 小野尾 第3水源 ・ 貫井 第2水源

○ 次の水源は、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。

貫井 第1水源 ・ 下日指水源 ・ 元河内水源

久木野尾給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/3月	過去の結果が基準値の5分の1を超えているため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

その他の項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

久木野尾給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため(クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため(新規項目)
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため(新規項目)
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
----	----	----	------	------	-------------------------

水質管理目標設定項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
管理	15	農薬類	—	1回/年	使用の多いと思われる項目（次ページ）を対象に確認を行うため

- 水質管理目標設定項目の農薬類は、農薬の使用が懸念される、次の水源で実施します。
目久保 第4水源

その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

- 各水源とも、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。

水質管理目標設定項目（農薬）（目久保 第4水源にて実施）

No.15 農薬類は、使用率が高いと思われる下記（赤色）の87項目について実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラボン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イブフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンプロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシシン銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャプタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロロニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップブチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダブメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオフアネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロパミド
69	バラコート
70	ピペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリプチカルブ
76	ピロキロン
77	フィプロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MPP)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクロール
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ベンシクロン
98	ベンゾビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベンタゾン
101	ペンディメタリン
102	ペンフラカルブ
103	ペンフルラリン (ベスロジン)
104	ペンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCP P)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセート
114	メプロニル
115	モリネート

向野給水区域

向野給水区域は、現在、山浦給水区域より送水されているため、山浦給水区域 向野系 平山配水系として実施します。

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	実施しない	休止中のため
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	実施しない	休止中のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	実施しない	休止中のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	実施しない	休止中のため
基準	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	48	pH値	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	49	味	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	50	臭気	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	51	色度	不可	1回/月	実施しない	休止中のため
基準	52	濁度	不可	1回/月	実施しない	休止中のため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	実施しない
毎日	2	濁り	不可	1回/日	実施しない
毎日	3	消毒の残留効果（残留塩素）	不可	1回/日	実施しない

向野給水区域

向野給水区域は、現在、山浦給水区域より送水されています。
向野の第1水源、第2水源ともに休止中のため、検査は実施しません。

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	2	大腸菌	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	21	ベンゼン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブromクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブromジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブromホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	43	ジェオスミン	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	46	フェノール類	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	48	pH値	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	51	色度	1回/年	実施しない	休止中のため
基準	52	濁度	1回/年	実施しない	休止中のため

その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	実施しない	休止中のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	実施しない	休止中のため
追加	3	アンモニア態窒素	—	実施しない	休止中のため

山浦給水区域

向野給水区域は、現在、山浦給水区域より送水されているため、山浦給水区域 向野系 平山配水系として実施します。

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	過去の結果が基準値の5分の1を超えているため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジプロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	プロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	プロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/3月	過去の結果が基準値の5分の1を超えているため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 山浦配水系は、末端の配水系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できるため、全項目及び年4回項目は実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

○ 山浦配水系は、末端の配水系ではないため、放射性セシウムの検査は実施対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果（残留塩素）	不可	1回/日	1回/日

山浦給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため（クリプト等指標菌）
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOPA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため（新規項目）
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジオオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

○ 次の水源は、ろ過施設等が整備されておらず、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

小杉水源

大田

俣水給水区域

(浄水) 1 地点 俣水配水系

(原水) 1 地点 俣水水源 湧水

俣水給水区域

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

基準	項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
	No	項目名				
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA		1回/3月*	1回/3月	水質基準に新たに追加されたため（令和10年度まで省略不可）
基準	21	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	33	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物		1回/3月*	1回/3月	過去の結果が基準値の5分の1を超えているため
基準	42	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	52	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

俣水給水区域

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	PFOS及びPFOA	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため (新規項目)
基準	21	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	22	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	24	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	26	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	27	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	28	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	29	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	31	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	32	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	49	味	—	—	原水なので対象外
基準	50	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	52	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名			
追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

- 過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことはないが、ろ過施設等が整備されていないため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく、リスクレベル2として扱い、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を3ヶ月に1回実施します。